

地域計画の実現に向けた基盤整備事業

令和8年度版(暫定版)

農政部農地整備課

基盤整備事業でできること！

< 課題等 >

💡 効率的な農業の実現！



- ・区画整理・拡大
- ・スマート農業導入
- ・担い手へ集積・集約

💡 水稲から
高収益作物へ転換！



- ・水田の畑地化
- ・排水対策、除礫
- ・客土、土壌改良資材の投入

💡 畑地（樹園地）の
収益性向上！



- ・畑地かんがい施設の整備・更新
- ・排水対策、除礫
- ・客土、土壌改良材の投入

💡 中山間地域の
地域農業の確立！



- ・中山間地域で複数の対策を実施
農業生産基盤＋農村振興環境
特色ある地域農業の活性化

💡 小回りの利いた
ほ場整備！



- ・小規模なエリアで条件改善を実施

< 解決策 >

< 事業（国事業名） >

I. 農業競争力強化農地整備事業

II. 農地中間管理機構関連
農地整備事業

III. 畑地帯総合整備事業

IV. 中山間地域農業農村
総合整備事業

V. 農地耕作条件改善事業

VI. 畑作等促進整備事業

VII. 大区画化等加速化支援事業

NEW

理想の産地形成に！

I. 『農業競争力強化 農地整備事業』

- ・農地の区画整理・大区画化
- ・担い手への農地集積・集約促進
- ・高収益化・スマート農業を見据えた整備
- ・用排水路、農道、暗渠排水、客土
土壌改良などメニューも豊富

《区画整理》



(事業前)小規模・不整形



(事業後)大区画・整形済



《高収益作物の導入》



水田の畑地化・高収益化





自動給水栓による
用水管理の省力化

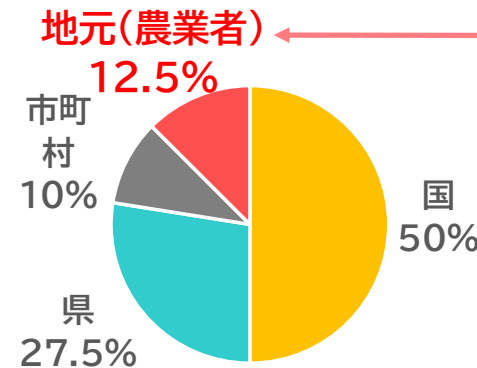


自動草刈り機導入に向けた
畦畔の緩傾斜化整備

事業要件(主なもの)

- ・受益面積 **20 ha**以上(中山間地域は10ha以上※)
※事業完了までに地域計画がブラッシュアップされる場合は5ha
- ・担い手への農地集積 **80 %**以上(水田、畑作物の場合)
(園芸作物等の場合は50%以上)
(担い手とは地域計画に位置付けられた経営体等)
- ・地域計画を策定した区域であること  
- ・事業主体: 県

事業費の負担割合



この負担…減らせるかも！ 

『中心経営体農地集積促進事業』
『農業構造転換特別対策事業※』
(※集中対策期間R7~11のみ) NEW

・整備後の農地集積・集約化や大区画化の達成度合いに応じて追加交付

◎例えば…
整備後の農地集積率: 85 %以上
集約化率: 80 %以上

なら、事業費の**12.5 %**追加交付
(※但し、負担金の償還に充当)

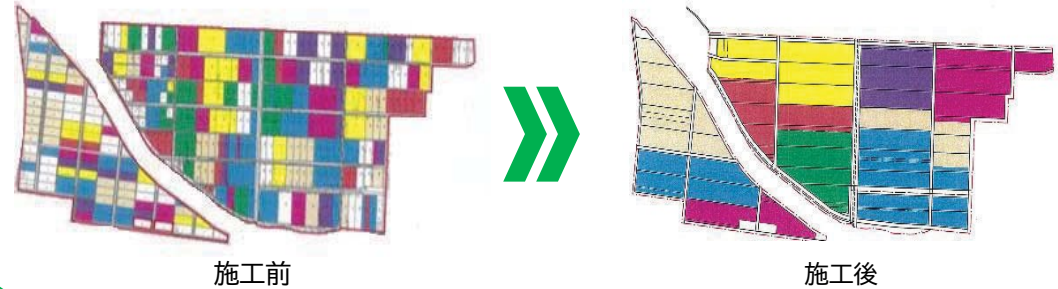
※負担割合は「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針(ガイドラインR8.4.7)」を転載

要件は厳しいが、メリット大！

II. 『農地中間管理機構関連 農地整備事業』



- ・ 事業内容は「農業競争力強化」とほぼ同じ
- ・ 情報通信環境整備が拡充 **NEW**
(スマート農業に必要な基地局等の整備)
- ・ 要件がクリアできるなら、地元負担のない
こちらがオススメ！

機構が借り受けているまとまりのある農地を対象に、区画整理等を実施
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能)

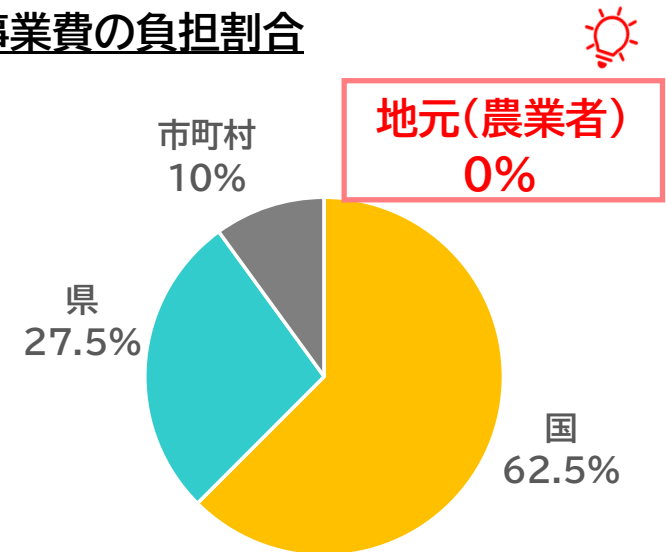


※**集団化**…同一の経営体の経営等農用地であって、まとまりを有する農地
※**まとまりを有する農地**…一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地
(例)2つ以上の農地が畦畔や道路、水路等で接続しているもの

📋 事業要件(主なもの)

- ・ 対象農地のすべてに**農地中間管理権 (15年以上)**を設定
- ・ 受益面積 **10 ha**以上(中山間地域は5ha以上)
- ・ 事業完了後、農地の**8割**を担い手へ**集団化**
(担い手とは地域計画に位置付けられた経営体等)  
- ・ 事業完了後、目標年度までに
生産コスト **20%**以上削減 or 販売額 **20%**以上向上
- ・ **地域計画を策定した区域**であること
- ・ 事業主体: 県、(市町村も可能)

事業費の負担割合



※負担割合は「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針
(ガイドラインR8.4.7)」を転載

くだもの王国信州の理想をカタチ作る！

Ⅲ. 『畑地帯総合整備事業』

- 畑かんや区画整理、農道などの総合的整備！
- 暗渠排水、客土、土壌改良などメニューも豊富
- 水田における高収益作物の導入・転換のための事業型もあり

事業要件(主なもの)

- **地域計画を策定した区域であること**
(担い手とは地域計画に位置付けられた経営体等)



畑地帯の総合的な整備 (事業主体: 県)

【担い手育成対策】

- 受益面積 : **20 ha**以上(中山間地域等10ha以上、樹園地5ha以上 等)

【担い手支援対策】

- 受益面積 : **30 ha**以上(樹園地10ha以上 等)

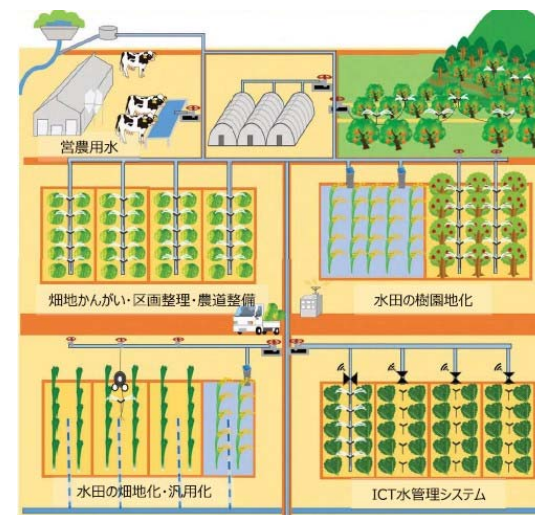
水田から畑作物等への転換 (事業主体: 県、市町村、土地改良区 等)

【高収益作物転換型】

- 受益面積 : 水田団地 **5 ha**以上
- 高収益作物作付面積割合が **5 割**以上かつ作付面積 **10 %**以上UP

【畑作物等転換型】

- 受益面積 : 水田団地 **5 ha**以上
- 地区の全面積を畑作物等へ転換すること



事業費の負担割合	担い手育成・支援型	高収益・畑作物転換型
国	50	50
県	27.5	29
市町村	10	11
地元(農業者)	12.5	10

この負担…減らせるかも！



『中心経営体農地集積促進事業』

『産地形成支援事業』

『農業構造転換特別対策事業』

(※集中対策期間R7~11のみ) **NEW**

※負担割合は「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針(ガイドラインR8.4.7)」を転載

中山間地域の農業・農村をプロデュース！

IV. 『中山間地域 農業農村総合整備事業』

- ・ 条件不利な中山間の農業生産基盤や農村振興環境の整備
- ・ 区画整理や用排水路、農道などの総合的整備
- ・ 【生産基盤】暗渠排水、客土、土壌改良、獣害防止など
- ・ 【農村振興】生産・販売・交流施設などメニューも豊富

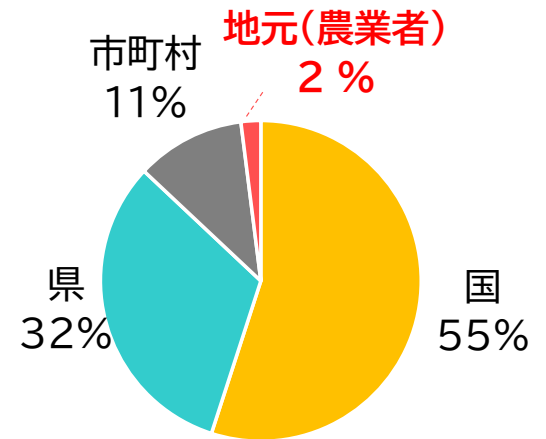


事業要件(主なもの)

- ・ 中山間地域等またはそれらの地域を含む市町村
- ・ 林野率 **50 %**以上かつ主傾斜 **1/100** 以上の農地面積が **50 %**以上
- ・ 受益面積 **10 ha**以上
(生産・販売施設等と一体で整備する場合は5ha以上)
- ・ 地域の特徴を活かし、所得確保を図る地域
- ・ 農業の維持・発展を図るための生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域
- ・ 事業主体: 県、(市町村も可能)



事業費の負担割合




※負担割合は「土地改良事業における地方公共団体負担割合の指針(ガイドラインR8.4.7)」を転載

かゆいところに手が届く！

V. 『農地耕作条件改善事業』

- ・ハード、ソフトともに充実の事業内容で地域の様々な課題に対応！
- ・農地集積、高収益作物転換に特化したメニューも（ただし、採択は国・県の予算等の状況に応じて）

事業要件(主なもの)

- ・農地中間管理機構との連携を図り、農地集積や高収益作物転換、スマート農業等が進む地区
- ・**実施区域: 地域計画の策定地域等**
- ・事業費 **200** 万円以上 **¥**
- ・受益農業者 **2** 者以上 
- ・事業主体: 市町村、土地改良区、法人 等

事業の活用イメージ



事業費の負担割合等

※定率・定額で事業内容・負担割合が異なります

	ハード支援	ソフト支援
定額	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な工事費の 50 %相当額を国が助成 	<ul style="list-style-type: none"> 単年度上限300万円等、全額国費 高収益作物導入でさらに助成額UPする場合も
定率	<ul style="list-style-type: none"> 国 50 %, 県14%, 市町村21%, 地元15% 	<ul style="list-style-type: none"> 国 50 % 県、市町村の負担割合は事業内容によって異なります

要件を満たせば推進費・促進費も交付！

『機構集積推進費』、『高収益作物導入促進費』 

※負担割合は「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針(ガイドラインR8.4.7)」を転載

畑作物・園芸作物のきめ細かな支援！

VI. 『畑作等促進整備事業』

- ・ハード、ソフトともに充実の事業内容で畑作物・園芸作物地域のきめ細かな支援！
- ・随時申請可能で、計画書も他事業より簡易！（ただし、採択は国・県の予算等の状況に応じて）

📋 事業要件(主なもの)

- ・実施区域：農振農用地
- ・事業費 **200** 万円以上 **¥**
- ・受益農業者 **2** 者以上
- ・事業実施後、地区全体の農地で水稻以外を作付け
- ・事業主体：市町村、土地改良区、法人等



事業の活用イメージ

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換



事業費の負担割合等

※定率・定額で事業内容・負担割合が異なります

	ハード支援	ソフト支援
定額	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な工事費の50%相当額を国が助成 	<ul style="list-style-type: none"> 単年度上限300万円等、全額国費 水田からの転換で助成額UP
定率	<ul style="list-style-type: none"> 国50%、県14%、市町村21%、地元15% 	<ul style="list-style-type: none"> 国50% 県、市町村の負担割合は事業内容によって異なります

要件を満たせば支援も！

『産地形成支援事業』



※負担割合は「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針(ガイドラインR8.4.7)」を転載

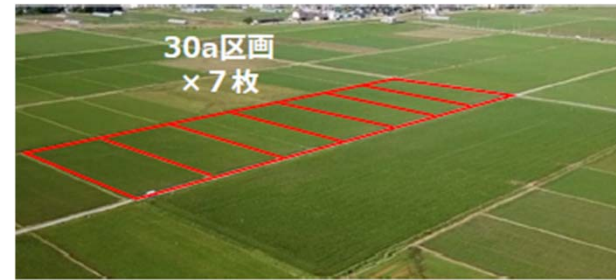
農業構造転換集中対策期間内の（R7～11）特別措置

NEW

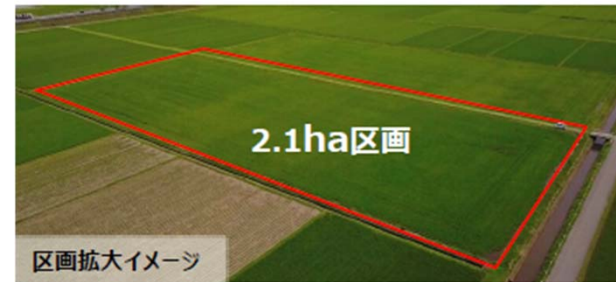
VII. 『大区画化等加速化支援事業』

- ・ 農業者が自ら行う畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易整備を支援（ハード）
- ・ 権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費を支援（ソフト）

事業の活用イメージ



簡易な基盤整備
により区画拡大



事業要件(主なもの)

・実施区域: 地域計画の策定地域等

・農地の区画拡大が行われること

・大区画化等推進協議会設立

・事業主体: 市町村、土地改良区、農業者 等



事業費の負担割合等

	ハード支援	ソフト支援
定額	<ul style="list-style-type: none">標準的な工事費の50%相当額を国が助成担い手に集約化、1ha以上に大区画化する場合、助成額UP	<ul style="list-style-type: none">単年度上限300万円等、全額国費